

香川県報



号外5

平成18年

3月31日（金曜日）

目次

（印は、県法規集掲載事項） ページ

規則

●香川県計量検定所規則の一部を改正する規則

（経営支援課）

一

告示

●香川県計量検定所の検査用具の貸付料等

（"）

六

規則

香川県計量検定所規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第五十号

香川県計量検定所規則の一部を改正する規則

香川県計量検定所規則（平成五年香川県規則第五十四号）の一部を次のように改正する

第二条中第七号を第九号とし、第六号の次に次の二号を加える。

七 受託検査に関すること。

八 検査結果証明書の発行に関すること。

第三条第五号を次のように改める。

五 主任

第三条中第六号及び第七号を削り、第八号を第六号とする。

第四条第三項中「主任主査及び主査」を「及び主任」に改め、「特定の」を削り、同

条中第五項を削り、第六項を第五項とする。

第五条第一項中「知事は、計量法」を「所長は、特定計量器の所在で行う計量法」に、

「又は法第百十六条第一項の計量証明検査（以下「検定等」という。）を特定計量器の所

在の場所で受ける者から、検定等を行うために必要な職員の旅費に相当する額」を、「法第百十六条第一項の計量証明検査又は受託検査（以下「出張検定等」という。）を受ける者（以下「受検者」という。）から、当該出張検定等を行うために必要な職員の派遣に要する経費」に改め、同条第二項中「検定等を特定計量器の所在の場所で受ける者は、検定等」を「受検者は、出張検定等」に改め、同項を同条第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の職員の派遣に要する経費の額は、次の各号に掲げる派遣の方法に応じ、当該各号に定める額とする。

一 交通機関を利用して行う派遣 職員の旅費に関する条例（昭和二十七年香川県条例第三十二号）の規定により支給する旅費に相当する額

二 県有自動車を使用して行う派遣 職員が旅行命令権者の承認を受けて自家用自動車等を運転して旅行した場合の旅費の計算に用いる路程に応じ、一キロメートルにつき二十円の割合で計算した額（高速自動車国道若しくは自動車専用道路又は船舶を利用する場合にあつては、これらの利用に要する額を当該計算した額に加えた額）に五百四十円を加えた額

三 交通機関及び県有自動車を併用して行う派遣 第一号及び前号に定める額の合計額 第六条を第十五条とし、第五条の次に次の九条を加える。

（受託検査）

第六条 受託検査は、計量検定所が検定を行う計量器又はこれに類する性能を有する計量器の検査及び一トン以下の質量測定について行うものとする。ただし、次に掲げるものは、質量測定の対象からは除く。

一 毒薬若しくは劇薬又は毒物若しくは劇物

二 火薬類その他爆発性を有する物

三 放射性物質であつて人の生命、身体又は財産に危険を及ぼすおそれのあるもの

四 その他所長が適当でないと認める物

（受託検査の方法）

第七条 受託検査は、特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）に規定する使用中の検査又は基準器検査規則（平成五年通商産業省令第七十一号）に規定する基準器検査に準じて行うものとする。

(受託検査の申請)

第八条 受託検査を受けようとする者は、受託検査申請書(第一号様式)を香川県計量検定所条例(平成十二年香川県条例第二十七号。以下「条例」という。)で定める手数料とともに所長に提出しなければならない。

(検査結果証明書の発行)

第九条 計量検定所は、次に掲げる検定又は検査の結果について、検査結果証明書を発行することができる。

- 一 検定
- 二 定期検査
- 三 使用中の検査
- 四 計量証明検査
- 五 商品量目検査
- 六 品質管理方法の検査
- 七 前各号に掲げるもののほか、法に規定する検査
- 八 受託検査

(検査結果証明書の発行の申請)

第十条 検査結果証明書の発行を受けようとする者は、検査結果証明書発行申請書(第二号様式)を条例で定める手数料とともに所長に提出しなければならない。

2 前項の申請を行うことができる期間は、当該検定又は検査が行われた日から三月とする。

(検査用具の貸付け)

第十一条 所長は、計量検定所の検査用具のうち、別に定めるものについて、業務に支障がない範囲内で貸し付けることができる。ただし、次の各号のいずれかのために使用する場合に限る。

- 一 県内に設置された計量器の検査
- 二 県内において計量器の製造、修理又は販売を行う事業者及び適正計量管理事業所並びに計量士が行う計量器の検査
- 三 国、市町及び独立行政法人等の業務
- 四 前各号に掲げるもののほか、所長が必要と認めた場合

(検査用具の貸付けの期間)

第十二条 検査用具の貸付け期間は、七日を超えない範囲内とする。

(検査用具の借受けの申込み)

第十三条 検査用具を借り受けようとする者は、検査用具借受申込書(第三号様式)を別に定める貸付料とともに所長に提出しなければならない。

2 既納の貸付料は、還付しない。ただし、所長において特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(検査用具の返却)

第十四条 検査用具を借り受けた者(以下「借受者」という。)は、借り受けた検査用具について、適切な維持管理を行うものとし、借受時と同等の状態で返却するものとする。

2 借受者は、借受期間中に検査用具を滅失し、又は破損した場合は、速やかに修理し、原状に復した後に返却するものとする。この場合においては、第十二条の規定は適用しない。

附則の次に次の三様式を加える。

第1号様式（第8条関係）

（日本工業規格A列4番）

香 川 県 証 紙 欄 (消印してはならない。)

受託検査申請書

年 月 日

香川県計量検定所長 殿

申請者 住 所
氏 名 ①
(法人にあっては、その名称及び代表者氏名)

受託検査を受けたいので、次のとおり申請します。

1. 検査対象

(1) 計量器の検査の場合

計量器の種類	製造番号等	型式又は能力	目量	1個当たりの 手数料(円)	数	手数料(円)
合 計						

(2) 質量の計量の場合

被計量物の名称等	おおむねの質量	必要な精度(※)	1個当たりの 手数料(円)	数	手数料(円)	
		高 ・ 低				
		高 ・ 低				
		高 ・ 低				
		高 ・ 低				
		高 ・ 低				
合 計						

※必要な精度の欄の高は二十万分の三まで、低は二万分の一までの精度を表しており、該当するものを○で囲んでください。

2. 検査を受けたい場所

3. 検査希望日

年 月 日

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第2号様式 (第10条関係)

(日本工業規格A列4番)

香 川 県 証 紙 欄 (消印してはならない。)

検査結果証明書発行申請書

年 月 日

香川県計量検定所長 殿

申請者 住 所
氏 名 ⑩
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

検査結果証明書の発行を受けたいので、次のとおり申請します。

1. 検査の名称

2. 検査を受けた日

年 月 日

3. 検査を受けた物

(1)計量器の検査の場合

計量器の種類	
能 力	
目 量	
製造番号等	

(2)質量の計量の場合

被計量物の名称等	
精 度	

4. 検査を受けた場所

5. 検査結果証明書の用途

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第3号様式 (第13条関係)

(日本工業規格A列4番)

検査用具借受申込書

年 月 日

香川県計量検定所長 殿

申込者 住 所

氏 名

⑩

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

計量検定所の検査用具を借り受けたいので、次のとおり申し込みます。

1. 検査用具の名称、数量及び金額

2. 検査用具の用途

3. 使用場所

4. 借受期間

年 月 日 ~ 年 月 日 (計 日間)

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

附則
この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

告 示

●香川県告示第三百十二号

香川県計量検定所規則（平成五年香川県規則第五十四号）第十一条及び第十三条の規定により、検査用具の貸付料等を次のとおり定め、平成十八年四月一日から施行する。

平成十八年三月三十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

区 分	単 位	金 額
1 基準器検査規則（平成五年通商産業省令第七十一号）第八十三条の標識が付された基準分銅 イ 特級基準分銅 十キログラム以下の組分銅 二十キログラム二十五個の組分銅 ロ 一級基準分銅 五キログラム以下の組分銅 ハ 一級基準分銅又はこれと同等の性能（公差が対象となる級の公差以下であって、より高精度な級の公差より大きいものをいう。）の分銅 十キログラム分銅 二十キログラム分銅 五十キログラム分銅 ニ 二級基準分銅 五キログラム以下の組分銅 十キログラム分銅 二十キログラム五十個の組	一日につき一組あたり 一日につき一組あたり 一日につき一組あたり 一日につき一組あたり 一日につき一個あたり 一日につき一個あたり 一日につき一個あたり 一日につき一個あたり 一日につき一個あたり 一日につき一個あたり 一日につき一個あたり 一日につき一組あたり	六千八百円 一万三千六百円 二千三百円 三百九十円 二百六十円 五千四百円 千八百円 二百円 二千九百円

分 銅	単 位	金 額
500g分銅	一日につき一個あたり	四百円
2 電子天びん（20g分銅） 二級基準分銅の校正用のもの）	一日につき一個あたり	千六百六十円
3 質量比較器（1kg分銅二級基準分銅の校正用のもの）	一日につき一個あたり	八千円
4 燃料油メーター用基準タンク	一日につき一組あたり	二千円
20リットル以下の検査用具一式	一日につき一組あたり	四千六百円
5 液体石油ガスメーター検査用具一式	一日につき一組あたり	三千三百円
6 体温計検査用具一式	一日につき一組あたり	千七百四十円
7 血圧計検査用具一式	一日につき一組あたり	二千八百円